

令和3年11月19日

四国中央市長 篠原 実 様

四国中央市議会議長 吉田 善三郎

「知的財産活用による産業振興について」に対する提言

四国中央市議会基本条例に基づき、産業建設委員会で「知的財産活用による産業振興」について、令和3年1月から11月まで調査研究を行い、以下の結論に達しましたので、四国中央市の今後の産業振興に生かされるよう提言いたします。

提言に当たって

市内事業所においては、日々研究開発が行われ、新しい技術や商品が誕生しております。その中で知的財産（特許・実用新案・意匠・商標など）の侵害を防ぎ、権利化することにより企業の競争力を高めることが必要であると考えられます。そのため、委員及び理事者において調査、協議等を進め、特許庁に対して出願手続などを行う国家資格者である「弁理士」と協力し、地域産業の振興及び地域経済の発展に寄与するための施策の必要性を認識しました。

本年2月には、本市と日本弁理士会との「知的財産支援協定」締結も行われ、その上で、これらの調査研究を通して、四国中央市の知的財産活用による産業振興のため必要と思われる点を取りまとめましたので、今後の施策に生かされますよう提言いたします。

記

1 弁理士の協力による知的財産についての相談・教育活動の実施を図ること

弁理士による知的財産についての相談会を実施するほか、市内の児童生徒に対する総合的な学習の時間等を活用した知的財産に関する教育活動を実施するなどの相談・教育活動に取り組むことにより、専門的な知見がある弁理士の派遣を可能とし、知的財産に関する様々な取組を遂行すること。

2 市内の中小企業や個人事業主などの知的財産に関する支援を進めること

市内中小企業等の知的財産への関心を高め、知的財産の保護及び活用が地域産業の発展につながると考えられる。そのためには、市内の中小企業等に対し、知的財産に対する理解を深め、機運の醸成を図るセミナーを開催するほか、知的財産権の取得を行う中小企業等を支援し、特許等取得及び活用の促進を図ること。